

本校の高校生活について

1 礼儀

- (1) お互いの人格を尊重し、相手を「思いやる心」をもって人に接する。
- (2) 登下校時には「挨拶」をお互いにかわし、また外来者に対しても挨拶をするとともに、失礼のないようにする。
- (3) 節度ある態度で行動し、「言葉づかい」にも注意する。

2 服装

- (1) 通学には、服装規定に定める制服を着用する。
- (2) 体育の授業には指定の体操服を着用する。
- (3) パーマ、染髪、脱色など頭髪に手を加える行為や、奇抜な髪形は禁止する。
- (4) 化粧、指輪・ネックレス・ピアス・カラーコンタクトなどの装身具、マニキュアは禁止する。
- (5) 通学靴は制服にふさわしいまたは運動に適したものとし、校舎内では指定の上履きを使用する。〔付 服装規定〕
 - ・指定制服上衣：ブレザージャケット、上衣の下は指定長袖カッターシャツを着用する。指定ネクタイ・リボンは正装時、着用する。
 - ・指定制服下衣：スラックスまたはスカート
 - ・夏季服装－指定半袖カッターシャツを着用する。
ただし、気候によって適宜長袖カッターシャツを着用してもよい。
 - ・防寒服装－登下校時には制服上衣の上にオーバーコート類の着用を認める。
 - ・学校指定のカッターシャツは白・青の2種類ある。
 - ・セーター、カーディガン、ベストについては、黒・紺・グレーで無地のセーター、カーディガン（チャック付き、フード付きは不可）、ベストにかぎり、制服に準ずるものとして着用を認める。但し、その下には必ず学校指定のカッターシャツを着用し、襟が見えるようにする。
 - ・指定のブレザージャケットは11月～4月の期間は着用することを原則とする。
 - ・指定のブレザー、ジャケット、スラックス、スカートの変形、改造は認めない。

3 通学

通学は交通マナーを守り、特に自転車通学は自他の交通安全に十分注意する。

- (1) 電車、バスの利用者は、ダイヤの混乱などを考慮して時間に余裕を持って登校すること。
- (2) 自転車通学者は次のことを守ること。◎自転車通学を許可されるには次の2点が必要とする。

- ①自転車保険等に加入すること（加入確認のための書類提出が必要）
- ②レインコート（記名されたもの）所持 自転車通学が認められたものにはステッカーを発行するので通学用自転車の所定の位置に貼る。通学自転車には各自で 防犯登録をしておく。
- ◎交通規則を守り、安全に気をつける。
- ◎自転車は所定の場所に整然と置き、必ず施錠する。
 - (3) バイク等による登下校(行事、部活動を含む)や制服を着用しての乗車は厳禁する。違反があれば懲戒の対象とする。
 - (4) 交通事故に遭った場合はすぐ警察・保護者・学校へ連絡し、当事者どうしで解決しないようにする。

4 校内生活一般

- ・ 8時30分までに登校するよう余裕をもって家を出る。やむをえず欠席、遅刻する場合は、必ず 始業時間までに学校に連絡する。
- ・ 無断での早退、外出は認めない。
- ・ 許可なく部外者を校内に同伴しないこと。
- ・ 下校時刻までに下校すること。やむをえず、下校時刻を超えて、学校に残る場合は、許可を得ること。
- ・ 学校生活に不必要なもの（多額の現金・雑誌等・遊具類等）は持参しない。

5 校外生活

- ・ 高校生の立入りが禁じられている場所へは立入らない。
- ・ 保護者に無断で外泊あるいは旅行をしない。
- ・ アルバイトは望ましくないが、事情があって行う場合は学校生活に支障のないようにすること。

6 携帯電話等について

- ・ 携帯電話等を学校に持参する場合は、電源を切ってカバンの中にしまっておくこと。
- ・ 授業時間（SHR 始まりの 8:35 チャイムの鳴り始めから終礼終了後、担任の許可があるまで）の使用を禁止する。それ以外の使用に関しては、マナーを守ること。
- ・ 違反があった場合は、一定期間の預かり指導を行う。